

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

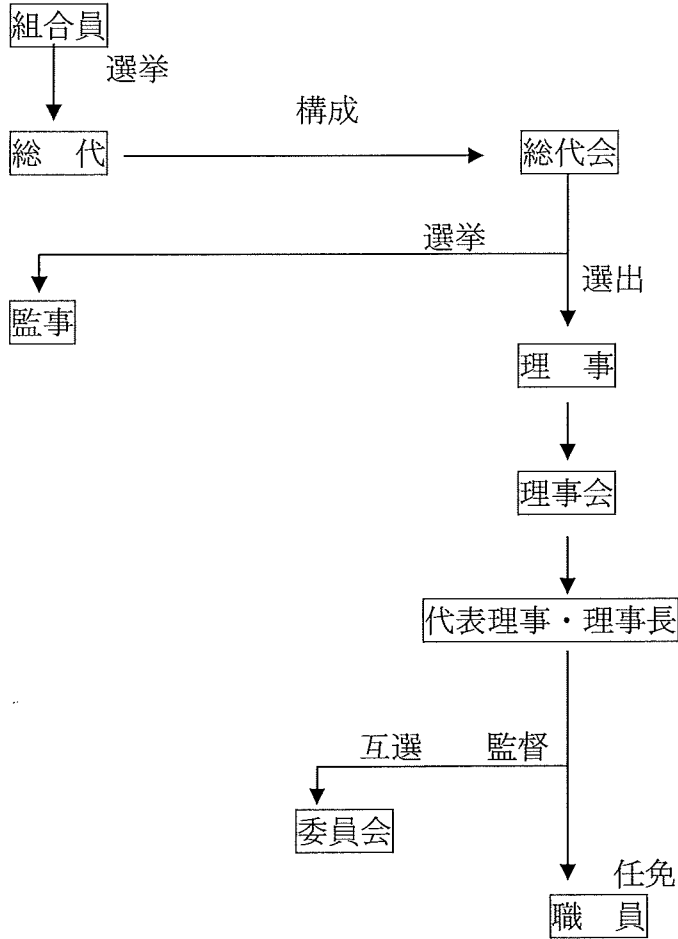
大阪ゆとり生活協同組合

令和5年7月25日

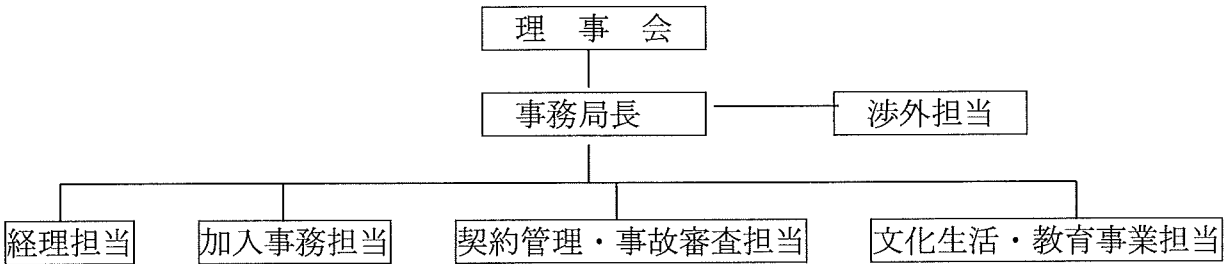
1 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 業務運営の組織

1) 組合運営組織



2) 事業推進組織



ロ 役員の名義及び役職名

地位	常勤 非常勤	代表権 有無	氏名	兼職先名	兼職先での 役職名
理事長	常勤	有	齋藤 猛	(株)京阪互助センター	取締役
理事	非常勤	無	齋藤 斎	(株)ベルコ	代表取締役
理事	非常勤	無	齋藤 強	(株)京阪互助センター	代表取締役
理事	非常勤	無	樵田 剛臣	(株)ベルコ	取締役
理事	非常勤	無	田邊 崇	互助センターサービス(株)	代表取締役
理事	非常勤	無	小山 周作	(株)ファミマール	代表取締役
理事	非常勤	無	佐々木 浩	(株)ベルコ	執行役員
理事	非常勤	無	内藤 将嗣	(株)ベルコ	会員管理部副部長
監事	非常勤	無	稲葉 泰博	ピーススタッフ	代表
監事	非常勤	無	遠山 保二	(有)遠山	代表
監事	非常勤	無	富田 耕	(株)ジュノ	代表取締役
監事	非常勤	無	末方 元	(株)きびたき	代表取締役

ハ 事務所の名称及び所在地

事務所の名称：大阪ゆとり生活協同組合 本部
所在地：大阪市淀川区新北野1-8-14

二 組合の主要な業務の内容

事業種目：共済事業
主な事業品目等：生命医療共済

2 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

(1) 当該事業年度における事業の内容（事業の経営及びその成果）

イ 共済事業加入状況表

共済事業の種類	加入者数（人）			元受契約高（千円）		
	前年度	当年度	増加数	前年度	当年度	増加額
シングルプラン	4,620	4,212	-408	2,967,900	2,643,450	-324,450
カップルプラン	1,756	1,533	-223	1,339,600	1,173,400	-166,200
共済金建プラン	769	703	-66	341,300	315,000	-26,300
慶弔共済	1,781	1,785	4	166,700	167,150	450
交通事故入院	137	176	39	34,387	44,176	9,789
不慮の事故入院	137	176	39	27,510	35,341	7,831
疾病 入院	137	176	39	13,234	17,002	3,768
交通事故手術	137	176	39	2,740	3,520	780
不慮の事故手術	137	176	39	2,740	3,520	780
疾病 手術	137	176	39	2,740	3,520	780
合 計	9,748	9,289	-459	4,898,851	4,406,079	-492,772

ロ 受入共済掛金状況表

(千円)

共済事業の種類	元受共済掛金		
	前年度	当年度	増加額
シングルプラン	68,901	63,448	-5,452
カップルプラン	26,920	23,457	-3,462
共済金建プラン	10,772	9,894	-878
慶弔共済	11,708	13,502	1,794
医療共済	1,269	1,638	368
合 計	119,571	111,940	-7,630

ハ 共済金支払額の状況

(千円)

共済事業の種類	前年度実績		当年度実績		前年比
	支払額	構成比	支払額	構成比	
シングルプラン	35,175	68%	32,850	65%	93%
カップルプラン	11,600	23%	10,100	20%	87%
共済金建プラン	350	1%	1,400	3%	400%
慶弔共済	3,978	8%	4,795	9%	121%
医療共済	290	1%	1,429	3%	493%
合計	51,393	100%	50,574	100%	98%

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	当年度
組合員数	20,993	20,598	20,348	20,179	19,751
経常収益	164,491,036	152,451,168	145,775,487	138,880,374	132,669,413
経常剰余金	53,051,548	35,089,549	33,596,368	19,639,432	18,196,402
当期剰余金	48,432,023	33,698,474	31,195,258	18,363,135	16,105,452
出資金額	384,374,000	396,918,000	406,086,500	407,074,000	398,237,000
出資口数	768,748	793,836	812,173	814,148	796,474
自己資本	549,484,432	559,541,324	569,131,682	563,409,131	555,280,819
総資産	603,243,814	614,182,881	623,587,037	618,278,858	604,979,997
責任準備金	10,576,678	10,145,460	9,661,605	9,068,685	8,355,307
責任準備金残高*	-	-	-	-	-
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額(利用分量割戻し)	36,185,582	30,773,400	25,073,186	15,396,764	13,006,628
職員数	3	3	3	4	2
正味収入共済掛金	144,418,200	134,372,100	126,421,500	119,571,950	111,940,250
支払余力比率	14.717%	14.532%	15.091%	15.007%	14.461%

*：第七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金

(責任準備金の積立て)

第七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

ハ 法第五十三条の十八第一項に規定する共済事業専門組合にあっては、直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

(第10条第3項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以下この条及び次条において「共済事業専門組合」という。))

(第10条第3項 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第1項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第5号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。)

記載事項なし

3 責任準備金の残高として別表第四の上欄に掲げる契約年度の別
に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率

別表第4（第二百九条第一項第四号関係）

2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	1996年度から2015年度	契約年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	責任準備金残高
									予定利率

（記載上の注意）

- 1、 第七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金について記載する事。
- 2、 予定利率については、各事業年度ごとの責任準備金に係る主な予定利率を記載する事。
- 3、 共済契約の締結時期が2016年度以降の契約については各事業年度ごとに記載する事。

（責任準備金の積立て）

第七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

- 一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

4 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

リスク管理規定を定め様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、ゆとり生協の価値を保全する。

リスク対策責任者	佐々木 浩
(1) コンプライアンス違反リスク	樵田 剛臣
(2) 情報システムダウンリスク	
(3) 個人情報漏洩リスク	
(4) 自然災害リスク	
(5) 投資損失リスク	小山 周作
(6) 有価証券下落リスク	
(7) 固定資産減損リスク	
(8) 財務報告リスク	
(9) 知的財産権侵害リスク	
(10) 特定取引先依存リスク	
(11) グループ生協関連リスク	遠山 保二
(12) 総代訴訟リスク	
(13) 生協脅迫リスク	
(14) 理事執務不能リスク	
(15) 生協価値損失リスク	
(16) その他のリスク	

ロ 法令遵守の体制

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスの基本的考え方

大阪ゆとり生活協同組合は、コンプライアンス（法令等遵守）重視の事業運営をはかっていくことを方針としています。コンプライアンスの取り組みは、組織全体が生協法を、はじめとする法令や事業運営にかかわる規則やルールにもとづいた運営を徹底し、組合員の信頼を得ることを目的としています。この間、役職員倫理・懲戒規程、決裁規程、行動憲章を策定し、本部役職員の責任の明確化をはかるとともに、生協としてのコンプライアンス規定、コンプライアンスを推進するためのプログラムを策定し、コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備をはかっています。

コンプライアンス組織

1 コンプライアンス組織

(1) コンプライアンス担当役員（兼コンプライアンス委員長）：代表理事 齋藤 猛

(2) コンプライアンス委員：

代表理事 齋藤 猛

担当理事 樵田剛臣

事務局長 西井謙治

平成25年より

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪ゆとり生活協同組合行動憲章に基づき、コンプライアンスを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) コンプライアンスとは、法令はもとより組合定款、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動する規範行動を言います。
- (2) 法令等とは、法令、組合定款、企業倫理、社会規範等の総称です。
- (3) 職員とは、(正職員・準職員(契約職員・パート職員・アルバイト職員を含む))を言います。
- (4) 役員とは、大阪ゆとり生活協同組合の理事および監事を言います。
- (5) 当組合とは、大阪ゆとり生活協同組合を言います。
- (6) 代表理事とは、当組合の代表理事理事長を言います。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当組合の役員・職員の総てに適用します。

第2章 組織

(コンプライアンス担当役員)

第4条 コンプライアンス担当役員は、代表理事は重任し当組合のコンプライアンスを推進します。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス担当役員は、役員および部門長等の中からコンプライアンス委員を選任します。

2. コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とします。

3. コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当役員が務めます。

(コンプライアンス委員会の審議事項)

第6条 コンプライアンス委員会の審議事項は次のとおりとします。

- (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
- (2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項
- (3) 関係法令及び社会情勢の動向に基づく企業行動の基本に関する事項
- (4) 行動基準の普及に関する事項
- (5) コンプライアンス体制に関する事項

第3章 職員の義務

(義務)

第7条 職員は、コンプライアンスを最優先の規範として行動しなければなりません。

(禁止事項)

第8条 職員は、業務の遂行に当たり、次に掲げることをしてはなりません。

- (1) 自ら法令等に違反すること
- (2) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を支持すること
- (3) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること

(4) 他の職員の法令等に違反する行為を黙認すること

(拒否、適切な措置)

第 9 条 職員は、取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられてときは、これを拒否しなければなりません。

2. 職員は、法令等に違反する事態が生じたときは、適切な措置を取らなければならない。

第 4 章 通報

(通報の義務)

第 10 条 職員は、他の職員や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったとき、または適切な措置を執らないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに職制を通じコンプライアンス委員に通報しなければなりません。

2. 通報には、法令等に違反していることを条件とするものではありません。

3. 通報は、第 1 次的には職制を通して行うことを原則としますが、職制を通してでは問題解決が困難と思われる場合や緊急を要すると判断される場合は、直接または並行してコンプライアンス担当役員に行うものとします。

4. 職員は、誹謗・中傷を旨とした通報とならないよう務めるものとします。

(通報の方法)

第 11 条 通報の方法は、口頭、電話、電子メール、手紙その他文書などいかなる方法でも差し支えないものとします。

(匿名による通報)

第 12 条 やむを得ない事情があるときは、匿名の通報でも差し支えないものとします。

第 5 章 通報を受けた場合の措置

(事実関係の調査)

第 13 条 職員から、法令等に違反および可能性を含む旨の通報があったときは、コンプライアンス委員は、コンプライアンス担当役員に報告するとともに、監査部門等と連携し、事実関係を速やかに調査しなければならない。

2. コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス委員会を招集しなければなりません。

3. 調査に当たっては、通報者のプライバシーに十分配慮しなければなりません。

4. コンプライアンス委員は、事実関係の調査結果をコンプライアンス委員会に報告するものとします。

5. コンプライアンス委員会は、当該行為の法令等への違反の有無、取扱等を審議しなければなりません。

6. コンプライアンス委員会は、審議の状況を理事会に報告しなければなりません。

(中止命令)

第 14 条 コンプライアンス委員会の審議の結果、法令等に違反していること、または違反している可能性が高いことが判明した場合は、コンプライアンス担当役員は、違反者に、当該行為の中止命令を出さなければなりません。

2. コンプライアンス担当役員から違反行為の中止命令が出されたときは、違反者は直ちに違反行為を中止しなければなりません。

3. コンプライアンス担当役員は、中止命令の状況を理事会に報告しなければなりません。

(懲戒処分)

第 15 条 法令等に違反する行為を行った職員および通報を怠るなど本規程に違反した従業者は、就業規則に基づき懲戒処分に付されるものとします。

第 6 章 雑則

(免責の制限)

第 16 条 職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできません。

(1) 法令等について正しい知識がなかったこと

(2) 法令等に違反する意思がなかったこと

(3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(4) 取引先・顧客等からの誘いを断れなかったこと

(5) 上長からの指示を断れなかったこと

(通報者の不利益取扱の禁止)

第 17 条 当組合は、通報を行ったことを理由として通報者に不利益な取扱を行うことを禁止します。

2. 通報を行ったことを理由に通報者が不利益な取扱を受けている場合は、コンプライアンス委員会は、実態調査を行い、適切に対処しなければなりません。

(コンプライアンス相談)

第 18 条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、当該職員が所属する部門長又はコンプライアンス委員に相談しなければなりません。

(組合研修)

第 19 条 コンプライアンス担当役員は、次に掲げる目的のため、必要に応じて組合研修等を実施しなければなりません。

(1) 当組合の行動基準を周知徹底すること

(2) コンプライアンスへの意識と関心を高めること

(3) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

(4) 職員の倫理意識を高めること

(受講義務)

第 20 条 コンプライアンス担当役員から前条の研修を受講するよう命じられた職員は、必ず受講しなければなりません。

附則 制 定 平成 20 年 12 月

一部変更 平成 25 年 7 月

行動憲章

大阪ゆとり生活協同組合は、コンプライアンスの基本的な理念、役職員の行動規範となる「行動憲章」を策定しています。

行動憲章

1、助け合いの発展・強化

私たちは、組合員相互の助け合いを強化し、組合員の経済的・社会的・文化的なニーズの充足をはかるとともに、共済事業の推進をとおして組合活動の発展に努めます。

2、共有する価値

私たちは、自助、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に立脚し、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的な価値観を共有し、その実践を通して共済事業を発展させます。

3、組合員重視の事業運営

私たちは、組合員の声に真摯に応え、忠実かつ誠実に職務を遂行し、組合員利益を最優先した事業運営とサービスに努めます。

4、健全かつ適切な資産運用

私たちは、組合員の資産の受託者として、健全かつ適切な資産運用を行います。

5、経営情報の開示

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切かつわかりやすく組合員に開示します。

6、効率的な事業運営

私たちは、効率的な事業運営に努め、組合員の経済的負担の軽減をはかります。

7、違法行為の防止

私たちは、法令等の実効性ある遵守態勢を構築するとともに、万一、違反行為が生じた場合には、徹底した原因究明を行ない、再発防止に努めます。

勧誘方針

大阪ゆとり生活協同組合では、共済の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針を定めましたのでご案内いたします。

勧誘方針

(金融商品の販売等に関する法律第8条に基づく「勧誘方針」)

- 1、当組合は、消費生活協同組合法、金融商品販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
- 2、当組合は、組合員自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、事業（制度）内容やリスク内容などの重要事項について、書面の交付その他の適切な方法により、十分なご理解を頂くよう努めます。
- 3、当組合は、組合員の信頼の確保を第1義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、組合員の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4、当組合は、組合員の皆さまの意向にそった時間帯や場所等で、共済の推進をおこなうよう努めていきます。
- 5、当組合は、組合員に対する勧誘の適正確保のため、研修体制を充実し、事業（制度）知識習得に努めます。
- 6、当組合は、組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

プライバシーポリシー

大阪ゆとり生活協同組合では、組合員・契約者の皆様からご信頼いただけるよう、個人情報の取り扱いについて、大阪ゆとり生活協同組合の個人情報保護規程に従い、個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを策定し、実施します。コンプライアンスプログラムについては年1回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。個人情報等の取り扱いについては、原則下記1～5項のように行います。生命や財産を脅かすような緊急時等の例外事項の適用については、個人情報保護管理者の責任の下で行います。

※個人情報とは＝ 生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる 氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

※保有個人データとは＝ 大阪ゆとり生活協同組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるもの及び6カ月以内に消去することになるものは除く。

1. 体制

- 1、大阪ゆとり生協の理事を個人情報保護管理者、監事を個人情報保護監査責任者に任命します。
- 2、個人情報保護担当者を配置して、個人情報保護を実践します。
- 3、個人情報保護に関する必要な役職員教育及び適切な苦情対応を行います。
- 4、パート・アルバイト・派遣職員・出向者を含め、職員は個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

2. 個人情報の取得等について

- 1、大阪ゆとり生協は、契約に関する個人情報をご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金のお支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。
- 2、公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- 3、書面等で本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的をパンフレット等により明示します。
- 4、第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適切に取得されていることを確認することとあわせて、共済としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を本人に通知し、または公表します。

3. 個人データの保管・利用について

- 1、個人データの安全管理については、「個人情報保護に関する安全対策管理規程」のもと、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
 - 2、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - 3、個人データについては他の事業者等に委託する場合には、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに、再委託される場合も含めて実効的な監査体制を確保します。また、大阪ゆとり生活協同組合が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用（処理）します。
 - 4、以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行いません。
 - *法令などによる場合
 - *ご本人の承諾をいただいた場合
 - *大阪ゆとり生活協同組合の提携起業へ提供する場合。ただしご本人が情報の提供を希望しない場合は、加入者が所属組合に申出ることにより、提供を停止します。
 - *オプトアウトの要件を満たしている場合
 - *その他個人情報保護法上許容される場合
 - 5、大阪ゆとり生活協同組合は、契約管理業務、給付管理業務、その他事業運営のために必要な範囲に限り、個人情報をその関係先と共同で利用します。
- なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

a 共同利用するデータ項目

- 1 データ項目として、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号
- 2 加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
- 3 共済金支払い手続き事項（支払い通知書－契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

b 共同利用するものの範囲

大阪ゆとり生活協同組合、さくら情報システム、SHサービス

c 利用目的

共済契約に関する業務を共同しておこなうため

- 6、大阪ゆとり生活協同組合は、組合提携事業事務を円滑に遂行するために必要な範囲に限り、以下の団体と個人情報を共同で利用します。

(株)ベルコ

(株)京阪互助センター

その他提携企業

なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

a 共同利用するデータ項目

氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、

b 共同利用するものの範囲

大阪ゆとり生活協同組合、(株)ベルコ、(株)京阪互助センター

c 利用目的

- ・組合提携事業事務の円滑な遂行にあたり、加入者の確認のため。
- ・大阪ゆとり生活協同組合の組合が各種優遇を速やかに受けれるように。

d 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について

大阪ゆとり生活協同組合

4. 保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めについては、大阪ゆとり生活協同組合事務局が対応いたします。

5. 個人情報の取り扱いに関する苦情相談

個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。

5 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

貸借対照表

(円)

科目	前年度 (R04年3月31日)	当年度 (R05年3月31日)	増減	増減率
(資産の部)				
現金及び預金	588,861,795	578,379,438	-10,482,357	98%
現金	44,609	41,834	-2,775	94%
預貯金	588,817,186	578,337,604	-10,479,582	98%
その他共済資産	25,708,242	24,017,229	-1,691,013	93%
前払費用	97,900	97,900	0	100%
その他資産	26,950	107,177	80,227	398%
業務用固定資産	569,637	387,193	-182,444	68%
減価償却資産	103,491	62,096	-41,395	60%
無形固定資産	466,146	325,097	-141,049	70%
繰延税金資産	3,014,334	1,991,060	-1,023,274	66%
資産合計	618,278,858	604,979,997	-13,298,861	98%

貸借対照表

(円)

科目	前年度 (R04年3月31日)	当年度 (R05年3月31日)	増減	増減率
(負債の部)				
共済契約準備金	19,436,873	15,395,636	-4,041,237	79%
支払備金	10,368,188	7,040,329	-3,327,859	68%
責任準備金	9,068,685	8,355,307	-713,378	92%
業務委託勘定	1,252,262	1,166,178	-86,084	93%
その他共済負債	21,364,936	21,789,280	424,344	102%
その他負債	9,909,056	9,678,734	-230,322	98%
未払金	4,354,446	4,534,074	179,628	104%
未払法人税等	1,074,100	1,066,200	-7,900	99%
預り金	4,480,510	4,078,460	-402,050	91%
引当金	2,906,600	1,669,350	-1,237,250	57%
賞与引当金	610,600	454,350	-156,250	74%
退職給付引当金	2,296,000	1,215,000	-1,081,000	53%
負債合計	54,869,727	49,699,178	-5,170,549	91%
(純資産の部)				
組合員資本	563,409,131	555,280,819	-8,128,312	99%
出資金	407,074,000	398,237,000	-8,837,000	98%
剰余金	156,335,131	157,043,819	708,688	100%
利益剰余金	156,335,131	157,043,819	708,688	100%
法定準備金	136,330,280	140,002,910	3,672,630	103%
当期末処分剰余金	20,004,851	17,040,909	-2,963,942	85%
(うち当期剰余金)	18,363,135	16,105,452	-2,257,683	88%
純資産合計	563,409,131	555,280,819	-8,128,312	99%
負債・純資産合計	618,278,858	604,979,997	-13,298,861	98%

損益計算書

(円)

	科目	前年度 (R04年3月31日)	当年度 (R05年3月31日)	増減	増減率
経常損益	経常収益	138,880,374	132,669,413	-6,210,961	96%
	共済掛金等収入	119,571,950	111,940,250	-7,631,700	94%
	受入共済掛金	119,571,950	111,940,250	-7,631,700	94%
	共済契約準備金戻入額	18,352,642	19,436,873	1,084,231	106%
	支払備金戻入額	8,691,037	10,368,188	1,677,151	119%
	責任準備金戻入額	9,661,605	9,068,685	-592,920	94%
	資産運用収益	9,782	9,720	-62	99%
	利息及び配当金等収益	9,782	9,720	-62	99%
	その他経常収益	946,000	1,282,570	336,570	136%
	その他の経常収益	946,000	1,282,570	336,570	136%
	経常費用	119,240,942	114,473,011	-4,767,931	96%
	共済金等支払額	51,393,924	50,574,000	-819,924	98%
	支払共済金	51,393,924	50,574,000	-819,924	98%
	共済契約準備金繰入額	19,436,873	15,395,636	-4,041,237	79%
	支払備金繰入額	10,368,188	7,040,329	-3,327,859	68%
	責任準備金繰入額	9,068,685	8,355,307	-713,378	92%
	事業経費	48,137,409	48,464,505	327,096	101%
	人件費	18,480,235	19,194,328	714,093	104%
	物件費	13,736,172	13,643,517	-92,655	99%
	共済委託手数料	15,921,002	15,626,660	-294,342	98%
	その他経常費用	272,736	38,870	-233,866	14%
	その他の経常費用	272,736	38,870	-233,866	14%
経常剰余金	19,639,432	18,196,402	-1,443,030	93%	
税引前当期剰余金	19,639,432	18,196,402	-1,443,030	93%	
法人税等	1,075,589	1,067,676	-7,913	99%	
法人税等調整額	200,708	1,023,274	822,566	510%	
当期剰余金	18,363,135	16,105,452	-2,257,683	88%	
当期首繰越剰余金	1,641,716	935,457	-706,259	57%	
当期末処分剰余金	20,004,851	17,040,909	-2,963,942	85%	

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金
- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、に掲げるも（1）の及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。）に該当する貸付金
- (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（及びに掲げるもの（1）（2）を除く。）をいう。）に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

各該当なし

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

該当なし

- (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

該当なし

- (3) 要管理債権（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（（1）及び（2）に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（（1）及び（2）に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

該当なし

- (4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（1）から（3）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

未収入金

29年度	32,184,000円
30年度	31,021,217円
31年度	29,049,369円
2020年度	26,343,961円
2021年度	24,861,600円
2022年度	22,972,157円

ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価
損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当なし

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当期貸倒引当金：0円

へ 貸付金償却の額

該当なし

ト 支払い余力の額

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
A: 支払余力総額 (円)	576,140,026	582,212,996	589,079,634	578,766,400	550,877,634
1、総資産の部の合計	549,484,432	559,541,324	569,131,682	563,409,131	542,274,191
2、価格変動準備金					
3、異常危険準備金	4,796,378	4,730,160	4,548,530	4,214,760	3,863,607
4、一般貸倒引当金					
5、その他有価証券評価差損 90%					
6、土地の含み損益 85%					
7、上記に準ずるもの					
① 解約返戻金等超過額					
② 将来利益					
③ 税効果相当額	16,078,916	12,526,212	10,286,347	6,288,584	248,136
④ その他出資金、準備金等 準ずる性質	5,780,300	5,415,300	5,113,075	4,853,925	4,491,700
B: リスクの合計額 (円)	7,829,382	8,013,037	7,807,121	7,713,297	7,618,810
R1 一般共済リスク相当額	3,775,800	3,498,292	3,498,292	2,939,310	2,583,229
R2 巨大災害リスク相当額					
R3 予定利率リスク相当額					
R4 資産運用リスク相当額	6,620,420	6,975,494	6,684,019	6,916,948	6,812,570
R5 経営管理リスク相当額	207,924	209,476	206,068	197,155	195,237
R6 第三分野共済の共済契約に係 るリスク相当額			121,086	1,478	366,062
C: 支払余力比率 (%)	14,717%	14,532%	15,091%	15,007%	14,461%

$$C=A \div B \times 2$$

$$B=(R_1^2+(R_3+R_4)^2)^{(1/2)}+R_2+R_5$$

チ 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

- 一 共済事業以外の事業の用に供される事務所
- 二 一時的に設置する事務所
- 三 無人の事務所

該当なし